

令和5年第1回阿波市議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 令和5年3月22日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（20名）

1番 黒川理佳	2番 檜原浩二
3番 野口加代子	4番 竹内政幸
5番 原田健資	6番 武澤豪
7番 北上正弘	8番 後藤修
9番 坂東重夫	10番 藤本功男
11番 笠井安之	12番 中野厚志
13番 笠井一司	14番 檜原伸
15番 松村幸治	16番 吉田稔
17番 木村松雄	18番 阿部雅志
19番 原田定信	20番 三浦三一

欠席議員（なし）

会議録署名議員

6番 武澤豪	7番 北上正弘
--------	---------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長職務代理者副市長 町田寿人	副市長 木下修一
教育長 高田稔	企画総務部長 坂東孝一
市民部長 矢田正和	健康福祉部長 稲井誠司
産業経済部長 岩野竜文	建設部長 高田敬二
水道部長 大森章司	会計管理者 岩佐賢二
教育部長 森友邦明	危機管理局長 吉川和宏
企画総務部次長 森克彦	市民部次長 林英司
健康福祉部次長 小松隆	産業経済部次長 岡本正和
建設部次長 笠井和芳	教育部次長 佐藤正彦
教育部次長 酒巻達也	吉野支所長 松村栄治
土成支所長 住友勝次	阿波支所長 大塚清
水道部次長 吉岡宏	農業委員会事務局長 相原繁喜

監査事務局長 坂 東 明

財 政 課 長 大 倉 洋 二

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 猪尾 正

事務局議事総務課長 松永 祐子

事務局議事総務課長補佐 藤岡 知寛

議事日程

日程第 1 議案第 1 号 令和4年度阿波市一般会計補正予算（第10号）について

日程第 2 議案第 2 号 令和4年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第2号）について

日程第 3 議案第 3 号 令和4年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第 4 議案第 4 号 令和5年度阿波市一般会計予算について

日程第 5 議案第 5 号 令和5年度阿波市御所財産区特別会計予算について

日程第 6 議案第 6 号 令和5年度阿波市国民健康保険特別会計予算について

日程第 7 議案第 7 号 令和5年度阿波市後期高齢者医療特別会計予算について

日程第 8 議案第 8 号 令和5年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

日程第 9 議案第 9 号 令和5年度阿波市介護保険特別会計予算について

日程第10 議案第10号 令和5年度阿波市農業集落排水事業特別会計予算について

日程第11 議案第11号 令和5年度阿波市水道事業会計予算について

日程第12 議案第12号 阿波市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

日程第13 議案第13号 阿波市個人情報保護審査会条例の制定について

日程第14 議案第14号 阿波市国民健康保険条例の一部改正について

日程第15 議案第15号 阿波市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第16 議案第16号 阿波市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第17 議案第17号 板野町と阿波市のペットボトルの処理に関する事務の委託に関する規約について

日程第18 議案第18号 上板町と阿波市のペットボトルの処理に関する事務の委託に関する規約について

日程第 19 議案第 19 号 阿波市道路線の認定について

日程第 20 議案第 20 号 阿波市道路線の変更について

(日程第 1～日程第 20 委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第 21 議案第 22 号 令和 5 年度阿波市一般会計補正予算 (第 1 号) について

日程第 22 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 23 市長職務代理者副市長の退職の期日に関する承認について

日程第 24 発委第 1 号 阿波市議会の個人情報保護に関する条例の制定について

日程第 25 発議第 1 号 阿波市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例  
について

追加日程第 1 副議長辞職の件について

追加日程第 2 副議長選挙について

追加日程第 3 徳島中央広域連合議会の議員選出について

日程第 26 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査について

午前10時00分 開議

○議長（笠井一司君） 現在の出席議員は20名で定足数に達しており、議会は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしてあります日程表のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

日程第 1 議案第 1号 令和4年度阿波市一般会計補正予算（第10号）について

日程第 2 議案第 2号 令和4年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第2号）について

日程第 3 議案第 3号 令和4年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第 4 議案第 4号 令和5年度阿波市一般会計予算について

日程第 5 議案第 5号 令和5年度阿波市御所財産区特別会計予算について

日程第 6 議案第 6号 令和5年度阿波市国民健康保険特別会計予算について

日程第 7 議案第 7号 令和5年度阿波市後期高齢者医療特別会計予算について

日程第 8 議案第 8号 令和5年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

日程第 9 議案第 9号 令和5年度阿波市介護保険特別会計予算について

日程第10 議案第10号 令和5年度阿波市農業集落排水事業特別会計予算について

日程第11 議案第11号 令和5年度阿波市水道事業会計予算について

日程第12 議案第12号 阿波市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

日程第13 議案第13号 阿波市個人情報保護審査会条例の制定について

日程第14 議案第14号 阿波市国民健康保険条例の一部改正について

日程第15 議案第15号 阿波市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第16 議案第16号 阿波市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する

基準を定める条例の一部改正について

日程第 17 議案第 17 号 板野町と阿波市のペットボトルの処理に関する事務の委託に関する規約について

日程第 18 議案第 18 号 上板町と阿波市のペットボトルの処理に関する事務の委託に関する規約について

日程第 19 議案第 19 号 阿波市道路線の認定について

日程第 20 議案第 20 号 阿波市道路線の変更について

○議長（笠井一司君） 日程第 1、議案第 1 号令和 4 年度阿波市一般会計補正予算（第 10 号）についてから日程第 20、議案第 20 号阿波市道路線の変更についてまでの計 20 件を一括議題といたします。

以上の案件につきましては、各常任委員会に付託してありますので、各委員長の報告を求めます。

まず初めに、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長武澤豪君。

○総務常任委員長（武澤 豪君） おはようございます。

総務常任委員会の審査結果と経過についてご報告申し上げます。

本委員会は、去る 3 月 15 日、委員 7 名が出席して会議を開き、付託されました議案第 1 号令和 4 年度阿波市一般会計補正予算（第 10 号）についての所管部分、議案第 4 号令和 5 年度阿波市一般会計予算についての所管部分、議案第 5 号令和 5 年度阿波市御所財産区特別会計予算について、議案第 6 号令和 5 年度阿波市国民健康保険特別会計予算について、議案第 7 号令和 5 年度阿波市後期高齢者医療特別会計予算について、議案第 8 号令和 5 年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、議案第 12 号阿波市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、議案第 13 号阿波市個人情報保護審査会条例の制定について、議案第 14 号阿波市国民健康保険条例の一部改正についての市長職務代理者提出議案 9 件について、理事者から詳細な説明を求め、慎重に審査を行いました。

その結果、付託された議案は全て原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程でありました質疑の内容の主なものについて、簡単にご報告申し上げます。

議案第 1 号令和 4 年度阿波市一般会計補正予算（第 10 号）についての所管部分で、企

画総務部関係について、委員から、歳入予算の総務債のうち、過疎対策事業債2,010万円及び過疎地域持続的発展特別事業債3,500万円の詳細について質疑がありました。理事者からは、過疎対策事業債はケーブルテレビのリプレース工事に充当するもので、当初は情報システム施設整備基金繰入金を充当する予定であったが、過疎対策事業債を充当するため市場町の人口で案分、計算をし直し、財源更正を行った。また、過疎地域持続的発展特別事業債はソフト事業分であり、その一つとして例年行っている自治会育成振興費交付金のうち市場町の分に充当するものであると答弁がありました。

市民部関係では、委員から、個人番号カード交付事業に関連してマイナンバーカードの最新の交付率について質疑がありました。理事者からは、令和5年2月28日現在で阿波市の交付枚数は2万2,631枚で人口に対する交付率は63.1%である。徳島県の交付枚数は45万7,167枚で人口に対する交付率は62.9%、全国は7,999万6,490枚で人口に対する交付率は63.5%である。阿波市の交付率は全国平均よりは低いが徳島県内の平均よりやや高い状況にあると答弁がありました。

議案第4号令和5年度阿波市一般会計予算についての所管部分で、企画総務部関係では、委員から、歳入予算、国庫補助金のうちデジタル田園都市国家構想交付金505万8,000円がどのように使われているのか質疑がありました。理事者からは、これまでの地方創生交付金がこの名前に変わっている。令和5年度はデジタル実装タイプとしてライン電子申請システム導入事業、公共施設予約システム導入事業、地方創生推進タイプでは農業フォローアップ事業、徳島東部地域DMO事業への負担金に充当する予定であるとの答弁がありました。

市民部関係では、委員から、歳出予算、戸籍住民基本台帳費のうち、個人番号カード申請支援業務委託料790万3,000円の内容について質疑がありました。理事者からは、令和5年度から開始を予定している個人番号カードの申請業務を郵便局に委託するための委託料である。この委託により郵便局の窓口においても個人番号カードの申請が可能となり、局員の方に申請に必要な写真撮影を行うなどの申請サポートをしていただくことができるとの答弁がありました。

以上、総務常任委員会の審査結果と経過の報告とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 報告が終わりました。

ただいまから委員長報告についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井一司君） 質疑なしと認めます。

これで総務常任委員会委員長の報告に対する質疑を終結します。

次に、文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長藤本功男君。

○文教厚生常任委員長（藤本功男君） 文教厚生常任委員会の審査の結果と経過についてご報告申し上げます。

当委員会は、去る3月16日、委員7名が出席して会議を開き、付託されました議案第1号令和4年度阿波市一般会計補正予算（第10号）についての所管部分、議案第2号令和4年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第4号令和5年度阿波市一般会計予算についての所管部分、議案第9号令和5年度阿波市介護保険特別会計予算について、議案第15号阿波市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第16号阿波市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第17号板野町と阿波市のペットボトルの処理に関する事務の委託に関する規約について、議案第18号上板町と阿波市のペットボトルの処理に関する事務の委託に関する規約についての市長職務代理者提出議案8件について、理事者から詳細な説明を求め、慎重に審査を行いました。

その結果、付託された議案は全て原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程でありました質疑内容の主なものについて、簡単にご報告申し上げます。

議案第2号令和4年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、委員から、介護認定審査会費や認定調査費が減額されていることについて、介護認定審査会の開催が6か月に1回から1年に1回となっているが、容体の悪化等認定の状態に変化があっても1年間待たなければならないのかと質疑がありました。理事者からは、これまで6か月に1回審査が行われていたが、新型コロナウイルス感染症の影響で施設等立入り不可の場所もあったため認定期間を1年に延長した。また、その1年の間に認定の状態に変化があった場合はその都度申請に応じて認定調査を行うこともあると答弁がありました。

議案第4号令和5年度阿波市一般会計予算についての所管部分、健康福祉部関係では、委員から、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金については、5月8日から5類に移行した後も変動はないのかと質疑がありました。理事者からは、令和6年3



月末までは臨時接種という形で新型コロナウイルスワクチン接種は延長される予定である。接種医療機関の協力を得て個別接種の体制を構築すると答弁がありました。

教育委員会関係では、委員から、修学旅行費補助金について、阿波市在住の高校生についても補助が適用されているようだがどのように対応するのかと質疑がありました。理事者からは、今年度から開始される新規事業で、修学旅行に参加した生徒1人当たり小学生は5,000円、中学生は1万円、高校生は1万3,000円の補助金が支給される。中学校卒業後の進路については把握していないため、対象年齢の子どもがいる家庭を阿波市の住民票から確認し世帯宛てに制度の周知を行い、対象者から申請を行ってもらう予定であると答弁がありました。

また、委員から、入学祝金について、高校生に対しては支給はされないのかと質疑がありました。理事者からは、小・中学生については1人当たり1万円が支給される。高校生については義務教育ではないため入学祝金の支給対象とはなっていないが、義務教育終了祝金として1人当たり1万円が支給されると答弁がありました。

さらに、委員から、奨学金費の支給の内訳について、また返還の期限はどうなっているのか、交付制度については考えていないのかと質疑がありました。理事者からは、高校生は月額9,000円、大学生は国公立大学では月額2万円、私立大学では月額2万5,000円で、7月、9月、1月に支給される。3月に学校を卒業した場合、半年後の10月から返還が開始される。15年を上限に返還を行ってもらうが、返還金には利子はない。現在は貸与制度を継続する考えであると答弁がありました。

市民部関係では、委員から、生ゴミ処理機購入補助金とは、コンポストが補助の対象となっているのかと質疑がありました。理事者からは、この補助金においては電気式の家庭用のごみ処理機が補助対象となり、3万円を上限に購入費の2分の1までの補助を行っているとの答弁がありました。

以上、文教厚生常任委員会の審査の結果と経過の報告とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 報告が終わりました。

ただいまから委員長報告についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井一司君） 質疑なしと認めます。

これで文教厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑を終結します。

次に、産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長阿部雅志君。

**○産業建設常任委員長（阿部雅志君）** 産業建設常任委員会の審査結果と経過についてご報告申し上げます。

当委員会は、去る3月17日、委員6名が出席して会議を開き、付託されました議案第1号令和4年度阿波市一般会計補正予算（第10号）について所管部分、議案第3号令和4年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、議案第4号令和5年度阿波市一般会計予算について所管部分、議案第10号令和5年度阿波市農業集落排水事業特別会計予算について、議案第11号令和5年度阿波市水道事業会計予算について、議案第19号阿波市道路線の認定について、議案第20号阿波市道路線の変更についての市長職務代理者提出議案7件について、理事者から詳細な説明を求め、慎重に審査を行いました。

その結果、付託された議案は全て原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以下、審査の過程でありました質疑の内容の主なものについて、簡単にご報告申し上げます。

議案第1号令和4年度阿波市一般会計補正予算（第10号）について所管部分に関して、産業経済部関係では、委員から、小規模耕作基盤改善事業補助金の詳細について質疑がありました。理事者からは、農地の区画狭小や排水不良を解消し、少人数の地権者や耕作者の農地利用を推進するとともに、農業の競争力と体質強化を図るため費用の一部を支援する事業となっている。市内に住所がある経営耕地面積が40アール以上の方を対象とし、区画拡大または配水設備の整備を行う場合については10アール当たり上限額を10万円で事業費の2分の1を、区画拡大と排水設備を兼ねて整備を行う場合は10アール当たり上限額を15万円で事業費の2分の1を補助する事業となっていると答弁がありました。

議案第4号令和5年度阿波市一般会計予算について所管部分に関して、産業経済部関係では、委員から、JAあわ市農産物加工施設整備費補助金の詳細について質疑がありました。理事者からは、本市の基幹産業である農業を支えるため地域の農業と深い関わりのあるJAあわ市が、施設の統廃合と集約を図る拠点施設として計画中の農産物加工所について、建設事業費の一部を補助する事業となっている。補助率については建設予定事業費の3分の1で、上限額3,000万円としていると答弁がありました。

また、委員から、鳥獣対策事業費の報奨金について、令和4年度の予算と比較して不足はないか質疑がありました。理事者からは、鳥獣の捕獲数については年々増加しているため、令和5年度の予算については過去3年間の捕獲実績を基に平均頭数を算定し、報奨金の予算を計上していると答弁がありました。

建設部関係では、委員から、土地改良区除外決済金について、土地改良区には農地転用や道路改良事業等により除外決済金が支払われているが、下部組織である水利組合には支払われていないので対処できないかと質疑がありました。理事者からは、水利組合については、改良区が合併した際に改良区が事務を引き継いだりそのまま継続し活動を行っている組織もあると認識しているが、現状では任意の団体であるため、土地改良法に基づき法人格を持つ土地改良区と同様の取扱いをすることは難しいと考えている。県内の状況を調査するとともに、今後検討課題として調査研究したいと考えていると答弁がありました。

また、委員から、式典業務委託料に係る委託業者の選定方法について質疑がありました。理事者からは、本市に営業種目でイベントとして指名願を提出している事業者のうち、イベントの企画や運営、会場設営が可能な事業者を対象として指名競争入札を行う予定していると答弁がありました。

議案第11号令和5年度阿波市水道事業会計予算についてに関して、委員から、昨年と比較し各委託料が増額している要因について質疑がありました。理事者からは、委託料の増額については全て人件費等の高騰によるものであり、中でも計装設備保守点検委託料については各地区にある水道施設の計装設備の保守点検業務であり、技術者の派遣に係る人件費の高騰により昨年と比較し約300万円の増額となっていると答弁がありました。

以上、産業建設常任委員会の審査の結果と経過の報告とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 報告が終わりました。

ただいまから委員長報告についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井一司君） 質疑なしと認めます。

これで産業建設常任委員会委員長の報告に対する質疑を終結します。

以上で各常任委員会委員長の報告を終わります。

これより討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号令和4年度阿波市一般会計補正予算（第10号）についてから議案第11号令和5年度阿波市水道事業会計予算についてまでの計11件を一括して採決いたします。

各委員長の報告は可決です。

各委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井一司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第11号までの計11件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号阿波市個人情報保護に関する法律施行条例の制定についてから議案第16号阿波市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてまでの計5件を一括して採決いたします。

各委員長の報告は可決です。

各委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井一司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第12号から議案第16号までの計5件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号板野町と阿波市のペットボトルの処理に関する事務の委託に関する規約について及び議案第18号上板町と阿波市のペットボトルの処理に関する事務の委託に関する規約についての計2件を一括して採決いたします。

委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井一司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第17号及び議案第18号の計2件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号阿波市道路線の認定について及び議案第20号阿波市道路線の変更についての計2件を一括して採決いたします。

委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井一司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第19号及び議案第20号

の計2件は原案のとおり可決されました。

~~~~~

**日程第21 議案第22号 令和5年度阿波市一般会計補正予算（第1号）について**

○議長（笠井一司君） 次に、日程第21、議案第22号令和5年度阿波市一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長職務代理者町田副市長。

○市長職務代理者副市長（町田寿人君） 本日追加提案いたしております議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

追加提案しております議案第22号令和5年度阿波市一般会計補正予算（第1号）につきましては、令和5年4月23日執行予定の阿波市長選挙に伴うもので、追加補正予算額が1,680万円でございます。

以上、議案について提案理由の説明を申し上げましたが、議案内容の詳細につきましてはこの後担当部長より説明をさせていただきますので、十分ご審議の上、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（笠井一司君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、提出されております議案について補足説明を求めます。

坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） それでは、本日追加提案をさせていただきます議案第22号令和5年度阿波市一般会計補正予算（第1号）について補足説明をさせていただきます。

令和5年度阿波市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,680万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ195億9,980万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和5年3月22日提出、阿波市長職務代理者阿波市副市長。

この補正予算（第1号）につきましては、令和5年4月23日に執行予定の市長選挙の経費を予算計上いたしております。

それでは、歳入歳出予算について説明をさせていただきます。

まず、歳入予算といたしまして、10ページ、11ページをお願いいたします。

19款1項基金繰入金1,680万円につきましては、財政調整基金を繰り入れるものでございます。

次に、歳出予算について説明をさせていただきます。

12ページ、13ページをお願いいたします。

2款4項選挙費1,680万円につきましては、市長選挙費として投開票事務従事者手当などの必要な経費を予算計上しております。

以上、議案第22号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（笠井一司君） 補足説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井一司君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第22号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井一司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第22号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井一司君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第22号令和5年度阿波市一般会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井一司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第22号は原案のとおり可

決されました。

~~~~~

**日程第 2 2 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて**

○議長（笠井一司君） 次に、日程第 2 2、諮問第 1 号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

市長職務代理者町田副市長。

○市長職務代理者副市長（町田寿人君） 本日追加提案しております人事案件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

諮問第 1 号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございますが、現阿波市人権擁護委員の篠原えり子氏が令和 5 年 6 月 3 0 日をもって任期満了となりますが、引き続き人権擁護委員として選任いたしたいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

住所につきましては阿波市阿波町西原 1 5 3 番地 1、氏名は篠原えり子、生年月日は昭和 2 6 年 1 月 3 0 日生まれでございます。

任期は、令和 5 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 3 0 日までの 3 年間となります。

篠原氏は、人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護委員として適格者であると考えますので、議会のご意見をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、十分ご審議の上、ご賛同いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 説明が終わりました。

これより諮問第 1 号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井一司君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

諮問第 1 号については、会議規則第 3 7 条第 3 項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井一司君） ご異議なしと認めます。よって、諮問第 1 号は委員会の付託を省

略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井一司君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを原案のとおり適任として答申いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井一司君） ご異議なしと認めます。よって、諮問第1号は原案のとおり適任として答申することに決定いたしました。

~~~~~

### 日程第23 市長職務代理者副市長の退職の期日に関する承認について

○議長（笠井一司君） 次に、日程第23、市長職務代理者副市長の退職の期日に関する承認についてを議題といたします。

令和5年3月20日付で市長職務代理者町田副市長から退職申出書が提出されました。

事務局長に退職申出書の朗読をさせます。

猪尾事務局長。

○議会事務局長（猪尾 正君） 退職申出書。このたび一身上の都合により令和5年3月22日付をもって退職したいので申し出ます。

令和5年3月20日。阿波市議会議長笠井一司様。阿波市副市長町田寿人。

以上でございます。

○議長（笠井一司君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井一司君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております市長職務代理者副市長の退職の期日に関する承認については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（笠井一司君） ご異議なしと認めます。よって、市長職務代理者副市長の退職の期日に関する承認については委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井一司君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

市長職務代理者副市長の退職の期日に関する承認についてを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井一司君） ご異議なしと認めます。よって、本件は承認することに決定しました。

~~~~~

#### 日程第 2 4 発委第 1 号 阿波市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

○議長（笠井一司君） 次に、日程第 2 4、発委第 1 号阿波市議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長原田定信君。

○議会運営委員長（原田定信君） それでは、発委第 1 号阿波市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

デジタル社会形成整備法によって、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法の 3 本の法律が一本に統合されるとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールが制定され、その所管が個人情報保護委員会に一元化されることとなりました。

現行の地方公共団体の個人情報保護条例において、議会は実施機関として規定されていますが、改正個人情報保護法では、地方公共団体には個人情報保護法の規定による共通ルールが直接適用されることとなりますが、議会は共通ルールの適用対象から除外されています。このため、本市議会において個人情報の保護に関する条例を制定するものです。議員各位の賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

以上。

○議長（笠井一司君） 説明が終わりました。

これより発委第1号阿波市議会の個人情報の保護に関する条例の制定についての質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井一司君） 質疑なしと認めます。

これで発委第1号に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井一司君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

発委第1号阿波市議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井一司君） ご異議なしと認めます。よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

**日程第25 発議第1号 阿波市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例  
について**

○議長（笠井一司君） 次に、日程第25、発議第1号阿波市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

藤本功男君。

○10番（藤本功男君） それでは、発議第1号阿波市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明いたします。

提案理由。阿波市議会議員の定数を現行の20人から2人減の18人とすることを提案いたします。

人口減少をはじめ様々な地域課題によって持続可能な地域づくりが叫ばれている今日、行財政改革とともに議会改革は待ったなしの喫緊の課題であります。

議会改革の基本は、議会活動を活性化し市民にとって開かれた信頼される議会を作ることです。そのための一つの手段として議員定数の削減を提案いたします。

理由の第1は、人口減少であります。

2005、平成17年の合併以来、阿波市の人口は約4万1,000人から約3万4,000人と7,000人近く減少してきました。この間、議員定数は2006年の22人から2010年の20人と13年間現状のままです。

全国的に見ると人口5万人未満の市議会議員の定数は17.0人となっております。また、近隣の自治体も人口減少に見合った定数削減を進めております。

理由の2つ目は、行財政改革であります。

今、阿波市は、職員数の削減をはじめ合併に伴う財政上の特例措置の終了、交付税の減少に合わせて様々な行財政改革を推し進めております。この流れに逆らい、議会だけが改革を遅らせるわけにはいきません。適正な議員定数はまさに必要な身を切る改革であります。

理由の3つ目は、議会の活性化であります。

定数削減は多様な市民の声を市政に反映できなくなるのではないかと危惧する声があることも確かです。しかし、問題は個々の議員がいかにして二元代表制の一翼を担うために日々の議員活動に真摯に取り組むかです。数の問題ではなく質の問題です。我々は改めて議員活動はいかにあるべきかを自らに問い、市民のために開かれた信頼される議会づくりを目指したいと思っております。

最後に、今地方議会において議員の成り手がなく、無投票の選挙は徐々に増えております。無投票は議員の質の低下を招き、議会の機能を弱めます。また、選挙のたびに投票率が下がり、民主主義の根幹を脅かす政治離れや無関心層が増えております。これは議会制民主主義にとってゆゆしき事態です。この危機の克服と議会の活性化を図るために、我々は議員活動の原点に立ち返り、市民のニーズを的確に把握し、議会改革を推進することをお誓い申し上げて提案理由といたします。議員各位の賛同を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（笠井一司君） 説明が終わりました。

これより発議第1号阿波市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例についての質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井一司君） 質疑なしと認めます。

これで発議第1号に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

中野厚志君。

○12番（中野厚志君） 定数削減に対する反対討論を述べたいと思います。

そもそも議員定数削減は2021年11月15日にはばたきの会派から提出された阿波市議会改革への提言書の中にありました。

議員になりたての頃、市民から阿波市の行政、議会への不安の声を聞くことがありました。市は何をやっているのかよく分からない、議員は市民のために動いてくれているのか、提言書の言葉を借りればこういう地方議会や地方議員に対する不信があり、選挙で選んだ政治家が役割を果たしていないという代議制民主主義への批判があります。市民目線の開かれた議会にしなければという思いがこの提言書の提出に至ったと思います。

提言書には6つの柱があります。

その3番目に議員定数と議員報酬の改善があります。

この提言を受けて、2022年4月、新しい議員構成の議会の組織編成で議会改革特別委員会が設置され、議会改革検討調査事項として議員定数について検討することになりました。しかし、阿波市議会として市民から求められている議会改革は、市民から信頼を得られる議員としての活動であり、オープンで市民生活向上のための議会であることが一番求められていると考えます。市民から信頼され、市民のために一生懸命やっていると認められる議会であれば、定数を減らせという声は普通は上がってこないと考えます。

定数を削減すれば広く市民からの声を聞く機会をなくすこととなります。住民の多様な声を反映させるためにも、議会改革イコール人口減少の状況を踏まえた定数削減ありきという考え方には反対します。

以上、終わります。

○議長（笠井一司君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

後藤修君。

○8番（後藤 修君） ただいま討論に付されました発議第1号阿波市議会議員の定数を

定める条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論いたします。

議員定数を削減すると市民の声、地域の身近な声が拾われにくくなるデメリットがあることも承知しております。しかし、それを補うべく昨年から本格的に展開が始まった地域活性化特別委員会の機能も次第に充実し始め、徐々に地域課題解決の一翼を担いつつあります。

次に、議員定数削減をすることで、議員1人当たり、かかっている費用は年間約530万円、2名削減掛ける4年間の任期で約4,240万円を、社会福祉の充実や子どもたちの育成、阿波市の元気なまちづくり等に使えるようになる財政面の協力ができるのではないのでしょうか。（パネルを示す）市が行財政改革に取り組んでいるときに議員も例外であってはならない、議員自らが行財政改革に取り組んで初めて物いう議員、市政をチェックできるのではないのでしょうか。

1点目として、市職員の適正化を求める以上議員自らも身を切る改革、次にこれまで議会改革特別委員会を設けて協議してきた結果を尊重し、議会のスリム化を図り、少数精鋭の議員で緊張感を持って担うことにより、より効率的、効果的に力を発揮できるものと考えます。

2点目として、少数精鋭の議員で緊張感を持って市民の負託に応えることが簡明ではないのでしょうか。次に、議員が多くいるだけで本当に市民のための議論ができていないのか、さらに開かれた議会の構築に向けて取り組む必要があるのではないのでしょうか。

3点目として、議員のための議会ではない、市民のための議会でなければならない。次に、下の表にもありますように、人口5万人未満の市において議員定数は平均17人であり、現在の阿波市の人口約3万4,000人に対し市議会議員の定数が20人のままでよいとは既に言い切れず、市民の声を聞けば削減することは自明のことです。

4点目として、議員定数削減は市民の声、ニーズ、それが反映する市政。

以上の理由により本条例改正に対する私の賛成討論といたします。議員の皆様賢明なる判断を求め討論を終わります。

○議長（笠井一司君） 次に、原案に反対者の発言を許可いたします。

黒川理佳さん。

○1番（黒川理佳さん） 議席番号1番黒川理佳、反対討論をさせていただきます。

今回のはばたきの会派から出された発議の中で3つの削減理由が出されておりました。

確かに人口減の中で税収は減っております。国からの合併特例債や地方交付金なども先

細りを見せる中、議員自ら痛みを伴う改革に定数削減は一理あるのかもしれませんが。

しかしながら、今回の発議には反対させていただきます。

理由といたしましては大きく3つあります。

まず、1つ目として、少数派の意見を酌み取るためにはある程度人数が必要であると考えます。先ほど少数精鋭でという話もありましたが、私は少数精鋭は少し危険であると考えております。私が議員になった理由として、今の若い人や子どもたちが政治に関心を持つ環境をつくること、偉くなくても役職などがなくても普通の主婦が政治に参戦することができるということの体現をしたかったことも挙げられます。少数派と言われる意見でも届けることができるという環境を整えていきたいという思いがあり出馬しました。

実際、女性ゼロ議会と言われていた阿波市に打破する2名の女性議員が誕生いたしました。そのことは、今思えば20席の議席があったからこそ、私が出馬することを決めることができたという自分自身の経験に基づくところからというところでもあります。何の後ろ盾もない若手の新人が出るには、18人となったときに踏み出せない自分自身の出馬時の気持ちを思い出しました。私はもう議会へと上がらせていただいたので、次の選挙は定数が何人であれ挑戦する気概はあるのですが、次の出馬するであろう新人の方、特に若手が出ようとしたときに、18人ではなかなか踏ん切りがつけられないのではないかという不安があります。

また、3万4,000人近くの人口がまだまだ阿波市にはいます。今が踏ん張りどころで、そのためにも少しでも多くの市民ニーズを聞ける議員という存在がいるのではないのでしょうか。

また、今回のように阿波市長選には議員から立候補者はいませんでしたがお隣の市の中からは市長選に議員から2名出たり、県議選に1名出馬するようなことがあります。議員の定数はある程度確保することも必要であるのではないのでしょうか。

2つ目の理由として、まず削減云々よりも議会改革の内容を精査すべきだと考えます。

こちらは、先ほどのはばたきさんの提案側の3つ目にもありましたが、議員の数よりも質とありましたが、それを同じ言葉で、逆の立場で言いたいと思います。例えば、またもやお隣の話にはなりますが、美馬市では削減してからの選挙が無投票でした。ほかにも議員定数削減したことによる無投票となる市があります。もちろん無投票が続くから議員定数を削減したという経緯もあるところもあるかとは思いますが、それならばやはり問題

は議員の数ではなく、無投票になるような議会の体制こそが問題であり、さらには市政への関心が薄れてきていること、政治離れをいかに食い止めるかの内容を今いる議員でしっかりと話し合うべきではないのでしょうか。その話し合う際に、やはり一人でも多くの議員が意見を酌み取っていくことこそが民主主義として成熟している議会と言えるのではないでしょうか。議員というのは試験で入ってきたのではなく、選挙によって人々に選ばれた市民の代表である立場というやはり特殊な性質があります。議員1人には何百もの市民の民意が託されている存在であり、削減についての議論はいろいろな調査と議論がなされるべきだと考えます。議員の資質が向上すれば市政のチェック機能も上がり、財政難克服の案を生み出せることも可能だと考えます。人口が減るから定数削減はしょうがないではあまりにもネガティブな意見であると感じます。

仮に先日の一般質問で出された榎原浩二議員のネーミングライツが採用されたとしたら、そこに多くの業者が入ってきたとします。そうすれば年間に何百、何千との予算が確保することができ、2人分の議員予算は算段がつくことになります。人口が減るから議員も減らすというのではなく、議員が知識とアイデアとチェック力を生かし、いかにして人口が減るのを食い止めるのかに全力で取り組むほうが魅力ある阿波市が生み出せるのではないのでしょうか。

3つ目の理由は、議論と精査がまだ不十分であると感じる点です。

以前、私が参加させていただいた若手議員の会という四国の各市町の45歳以下の議員で行う研修会があるのですが、そこでの意見交換会で定数削減についての議論もさせていただきました。

そこで出た意見には、定数削減は議会改革ではなく財政改革であるので議会改革は内容が違うといった意見や、議員次第で予算の確保は可能、削減よりも資質向上の手だてを考えるべきや、やむを得なく定数削減となったが、やはり活力づくりのためには多くの議員の力が必要なので減らすべきではなかったと今では感じるという意見をいただきました。特に3つ目の実際減らしてみても感じる意見はとても貴重だと感じました。

私の周りにも議員を削減すべきかどうか質問してみました。仕事をしてくれるなら減らさなくてもいいんじゃないかという意見、こちらは女性の方に多い意見でありました。また、議会改革であるならば議員を増やす議論はないのかという30代、40代の男性の意見も幾らかありましたし、もっと中身を話し合うべきではないのかという意見が多数ありました。

市民ニーズというのであればこちらもれっきとした市民ニーズです。そして、この市民ニーズはまさに私が言いたい反対理由の核の一つであり、例えば議員を減らすにも歳費はそのままなのか、減らした分上げるのかで意見は分かれると思うのです。また、減らしたままでも選挙時の補助をつけるのか、政務活動費はどうするのかといった議論によっては、今回の提案理由の一つ、行財政改革の部分が少し曖昧になってきます。

私は単に反対というのではなく、まだまだ議論の余地があると言いたいのです。先ほども言いましたように議員の立場は特殊です。近代より先人が勝ち取った貴重な貴重な議席なのです。

ちなみに、例えば政務活動費で言えば、お隣美馬市では一月2万5,000円が会派の人数分に支給されます。ですが、阿波市はずっと0円です。仮に阿波市に政務活動費がついたとすると、2万5,000円の20人分で50万円、1年では600万円、4年で2,400万円となります。政務活動費だけでも阿波市は既に予算カットしている状態です。

また、選挙時の補助は自治体によって様々ではありますが、名刺やリーフレット、ポスターに補助や選挙カーにも補助が出る場所もあり、こちらの補助が整っているおかげもあるのか、徳島市などは定員を優に超える立候補者が出ております。

これは市政への挑戦のしやすさと捉えることができるのではないのでしょうか。ちなみに阿波市はこちらの補助についてはほぼありません。告示後に出せる郵便はがきのみです。立候補時に私自身愕然とした覚えがあります。

また、議員になって初めて議会改革研修というものを自費で参加した際に、阿波市には政務活動費がないことを話すと、講師の方から議会としては後進的なことなのであまり好ましいことではないですね、しっかり予算をつけてもらい、研修をして議員の資質を上げることこそが市民のためになるんじゃないでしょうかと言われたことがとても衝撃的でした。

こうした事例を挙げるだけでも、阿波市は議員2名分を賄えるほどの予算を既に削っていることとなります。このようなことから、まだまだ調査研究の余地があるのではないのでしょうか。市町村によって土地も人もそれぞれの事情があります。周りがしているからというだけでは大切なことを見落とす可能性があります。

初めに申しましたように、少数の意見を議会に届ける、また若者からも政治に関心を持ち、いろんな立場の人が議会へと出やすい環境をつくるのが、私の議員になった意義で



あるとも感じております。

以上のことから、今回の定数を削減するのみという意図に酌み取れる発議には反対させていただきます。決定事項には、しっかりと取り組む所存ではありますが、どうか最後の最後まで慎重なご審議よろしくをお願いいたします。

以上、反対討論とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

原田定信君。

○19番（原田定信君） 原案に賛成の立場で討論させていただきます。

今新進気鋭の黒川議員から発言がございました。反対の討論でございました。ご理解いただけなかったのが非常に残念です。また、反面言われたことは何ひとつ私は理解できません。まずそれを申し上げてから、私の賛成討論に参りたいと思います。

常に私ども議会議員は市民ニーズに沿った中での議会活動をやらせていただいております。まさに市民ファーストなんです。

今回の議員定数の削減案っていうのは、前段から申されていますように、人口が非常に減少してきた、そうした中であえて定数を削減せねばならないっていう案はおのずと市民から湧いて出た声です、これは。議員としてそれは多いほうがいいかも分からん、それはご案内のとおりです。しかしながら、それぞれ反対の方が述べられているのは、まさにこれは議員ニーズ、議員ファーストなんです。

まず、今回のこの提案については、今申されておるところの人口減少に伴いますところのやはり定数の削減、これは避けて通れません。まさにこれから私どもは市に対して要望していかなければならない行財政改革、まさにこれの一丁目一番地です、これは。この議案を満場一致で通さずして我々は議会で物いうことはできません。

それと同時に、近年ここ隣接の市や町で議員定数の削減が図られてきました。つい最近でも上板町が満場一致の中で採決されました。そしてまた、吉野川市、ある政党に籍を置く方の反対のみでまさに満場一致に近い形で定数削減が決定されました。よそがしたからしなければならぬという論理では私は決してありません。

このようにもう7,000人からが合併当時より人口は減少した中で、定数削減は避けて通れません。少数精鋭だのなんだの言いよるときでは私はない、それぞれの議員が責任を持ってやらなければならない。前段いろいろ言われてきましたけれども、出馬がしにくくなるとか、市民の声が吸収できなくなるという議員からの発言がもしあるとすれば、ま

さにこれは議員ファーストな考え方です。議員はそれぞれ吸収に行かなければならない仕事の責任があります。それができないのであるならば私は議員の職を辞すべきだし、そのことは強く私は感じました。

そして、これから議員は市に対してあらゆる行財政改革を訴えていかなければなりません。そうした中で、まず職員定数の削減にも手を伸ばさないわけにはいきません。そして、あらゆる、今回当初予算が議論されましたけれども、この財政運用についても我々は鋭くメスを切り込まなければなりません。市民の方に耳障りのいいことばかりを言うのが議員ではありません。厳しいこともこれから申し上げなければなりません、そのためには議員は身を切ることをまず最初にやる。その上に立ってこれから私たちは進めなければなりません。まさにこの議員定数の削減は、私はこれからの行財政改革の一丁目一番地と思っております。

どうか良識ある議員の皆様方にそれらのことについての覚悟、理解をいただいて、そして新しいまちづくりを皆さんと共に力を合わせてやっていきたいというふうに思っております。賢明なご判断を皆様方に心からお願いをして、私の賛成討論としたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（笠井一司君） 以上で討論を終結いたします。

発議第1号阿波市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（笠井一司君） 起立多数です。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前11時17分 休憩

午前11時28分 再開

○議長（笠井一司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま副議長の坂東重夫君から副議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

この際、副議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井一司君） ご異議なしと認めます。よって、副議長辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、坂東重夫君の退席を求めます。

（9番 坂東重夫君 退席 午前11時29分）

~~~~~

#### 追加日程第1 副議長辞職の件について

○議長（笠井一司君） 追加日程第1、副議長辞職の件についてを議題といたします。

まず、その辞職願を朗読させます。

猪尾事務局長。

○議会事務局長（猪尾 正君） 辞職願。このたび一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

令和5年3月22日。阿波市議会議長笠井一司殿。阿波市議会副議長坂東重夫。

以上でございます。

○議長（笠井一司君） お諮りいたします。

坂東重夫君の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井一司君） ご異議なしと認めます。よって、坂東重夫君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

坂東重夫君、お入りください。

（9番 坂東重夫君 入場 午前11時30分）

○議長（笠井一司君） 坂東重夫君、副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

ただいま副議長を辞職されました坂東重夫君からご挨拶があります。

○9番（坂東重夫君） 副議長退任に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

昨年の第2回臨時会におきまして、議員各位のご推挙をいただきまして、阿波市議会第18代目副議長として就任以来笠井一司議長とともに、微力ではありますが円滑な議会運営に努めてまいりました。大過なく副議長の職責を果たすことができましたのは、市民の皆様をはじめ議員の皆様、また藤井前市長をはじめ理事者の皆様のご支援、ご協力のたまものと深く感謝申し上げますとともに、心からお礼を申し上げます。

さて、就任以降、議員改選後の新体制のもと、議会において議会改革や地域活性化等の特別委員会を新設するなど、二元代表制の一翼を担う市議会の役割を發揮できるよう努め、議会の活性化さらには市政の推進に取り組んでまいりました。

また、記念すべき事業が多い年であり、昨年6月に開催された勝命堤防竣工式、7月には主要地方道鳴門池田線共進～新町工区開通式、12月には一般県道船戸切幡上板線土成工区の開通式、さらに（仮称）阿波スマートインターチェンジ起工式等に出席をさせていただき、私自身多くのことを学び貴重な体験をさせていただいたと思っております。これらの貴重な経験を生かしまして、これからも阿波市のさらなる発展と市民福祉の向上のため引き続き全力で取り組んでまいりますので、今後ともよろしく願いをいたします。

最後に、議員各位をはじめ皆様方のますますのご健勝とご活躍を祈念申し上げまして、私の退任のご挨拶とさせていただきます。1年間お世話になりました。（拍手）

~~~~~

## 追加日程第2 副議長選挙について

○議長（笠井一司君） ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井一司君） ご異議なしと認めます。よって、追加日程第2、副議長選挙を日程に追加し、議題といたします。

選挙の方法については投票によって行います。ご異議ございませんか。

原田定信君。

○19番（原田定信君） 指名推選でお願いします。

○議長（笠井一司君） お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井一司君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法についてはどのようにいたしましょうか。

原田定信君。

○19番（原田定信君） 吉田稔君を指名いたします。

○議長（笠井一司君） お諮りいたします。

ただいま原田定信君が指名いたしました吉田稔君を阿波市議会副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井一司君） ご異議なしと認めます。よって、指名されました吉田稔君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました吉田稔君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

副議長に当選されました吉田稔君の発言を許可いたします。

吉田稔君。

○16番（吉田 稔君） ただいま全会一致で副議長に選任していただきました。誠にありがとうございます。

今、阿波市は市長不在という厳しい局面を迎えております。早く優秀な新市長に就任していただきまして、諸課題の解決に向けて進んでほしいところでございます。

市議会は、言うまでもなく阿波市政の最高議決機関でございます。新ごみ処理場の建設あるいはコロナ対策、ウクライナの諸情勢によります資材高騰対策など、諸課題が山積しております。それに向かって議会も英知を結集し、課題解決に進むべきときに来ております。皆様のご協力を得まして、また議長を補佐しながら1年間やってまいりたいと思っております。どうかご協力のほどよろしくお願い申し上げまして、お礼のご挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（笠井一司君） 暫時休憩いたします。

午前11時37分 休憩

午前11時48分 再開

○議長（笠井一司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際報告いたします。

先ほどの副議長選挙に伴い、地域活性化特別委員会の吉田稔君の辞職願が提出され、議長において許可されました。地域活性化特別委員会委員が欠けましたので、委員会条例第

8条第1項の規定により、議長において地域活性化特別委員会委員に坂東重夫君を選任いたしましたのでご報告いたします。

なお、早速総務常任委員会、地域活性化特別委員会が開催され、総務常任委員会副委員長に坂東重夫君、地域活性化特別委員会副委員長に木村松雄君がそれぞれ互選されましたのでご報告いたします。

次に、徳島中央広域連合議会の議員の辞職について報告をいたします。

3月22日付で、徳島中央広域連合議会議員の坂東重夫君から辞職願が組合議会議長に提出され、許可されております。

後任者の選任依頼が届いております。

お諮りいたします。

委員選出について日程を追加し、追加日程第3、徳島中央広域連合議会の議員選出について直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井一司君） ご異議なしと認めます。よってそのように決定いたします。

~~~~~

### 追加日程第3 徳島中央広域連合議会の議員選出について

○議長（笠井一司君） 追加日程第3、徳島中央広域連合議会の議員選出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選といたしたいが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井一司君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選といたします。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井一司君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

直ちに指名いたします。

徳島中央広域連合議会の議員は、副議長の吉田稔君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名をいたしました副議長の吉田稔君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井一司君） ご異議なしと認めます。よって、副議長の吉田稔君が徳島中央広域連合議会議員に当選をいたしました。

なお、当選されました吉田稔君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

~~~~~

#### 日程第26 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（笠井一司君） 次に、日程第26、常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お手元に配付いたしました申出書のとおり、各委員長から閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井一司君） ご異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたします。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

閉会に当たり、市長職務代理者からご挨拶がございます。

市長職務代理者町田副市長。

○市長職務代理者副市長（町田寿人君） 令和5年第1回阿波市議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

初めに、このたび副議長を勇退されました前坂東副議長におかれましては、1年間副議長として議会運営はもとより市行政に対しまして格別のご理解、ご協力を賜りまして心より厚くお礼申し上げます。今後ますますのご活躍をご祈念申し上げます。

そして、先ほど副議長に吉田議員がご就任されたことに対しまして心からお祝いを申し

上げ、市政運営の変わらぬご協力をお願い申し上げますとともに、今後のご活躍をご期待申し上げます。

それでは、市政の重要課題についてご報告を申し上げます。

最初に、新型コロナウイルス感染症についてでございます。

国は、マスク着用について、医療機関や高齢者施設など着用が効果的な一定の場面を除き個人の判断に委ねるとし、その運用が今年13日より開始されました。市民の皆様におかれましてはこれまでマスク着用を前提とした生活スタイルが3年を経過し、現在マスクの着脱について戸惑いを感じられる方もいらっしゃるのではないかと思います。

また、今後大きく異なる変異株が出現するなど特段の事情が生じない限り、今年5月8日から感染症法上の位置づけを季節性のインフルエンザと同等の5類への引下げも予定されております。

一方、新型コロナウイルスはこれまでと同様に強い感染力に変わりはなく、再度の感染拡大も懸念されることから、本市では気を緩めることなく円滑なワクチン接種体制の確保はもとより、特に高齢者や重症化リスクの高い方に適切な医療が提供できるよう阿波市医師会をはじめとする関係機関の皆様と連携を図りながら、引き続き医療体制の確保にしっかりと取り組んでまいります。

また、市民の皆様におかれましては場面に応じたマスクの着用や速やかな受診など、お一人お一人の自主的な感染予防行動の徹底をお願いいたします。

次に、企業立地についてでございます。

令和元年度に本市と企業立地に関する連携協定を締結し、これまでご支援をさせていただきました西精工株式会社様が、土成町宮川内地区において建設を進めておりました土成第2工場が完成し、今年1日から操業が開始されました。また、土成工業団地の第1工場につきましてもこのたび増設工事が完成し、来月4月より操業が開始される予定となっております。今回の企業立地には総額50億円という大変大きな資金が投資され、県内に分散しておりました生産拠点が本市に集約されることとなります。2つの新工場に配置される従業員は合わせて120名に上り、今後継続的な雇用が創出されるものと大きな期待を寄せているところでございます。

次に、行政報告を申し上げます。

今年5日、新型コロナウイルス感染症の影響により4年ぶりとなりました阿波シティマラソンを、遠くは北海道や長崎県など日本全国から総勢646名のランナーに参加をいた



だき盛大に開催いたしました。大会には、ゲストランナーとして、シドニーオリンピックや陸上の世界選手権で活躍された徳島県出身の市橋有里さんをはじめ、地元大塚製菓や富士通の陸上競技部の選手の皆さんをお招きし、大会を盛り上げていただきました。また、ハーフマラソンやチャレンジマラソンの入賞者には阿波市特産認証品の詰め合わせセットを贈呈するなど、本市の魅力もPRさせていただきました。

本大会は今回で18回目を迎え本市を代表するイベントとして定着しており、今後におきましてもますます阿波市らしい魅力ある大会となるよう引き続き取り組んでまいります。

さて、本定例会は、市長不在の中ではございましたが、2月27日の開会以来本日まで24日間にわたり、令和5年度の当初予算案件をはじめ多くの重要な議案審議をお諮りした定例会でありました。議員各位には、提案いたしました議案につきまして全て原案どおりご承認をいただき、誠にありがとうございました。本定例会におきましていただきましたご意見につきましては十分に検討を行い、今後の市政運営に反映してまいりたいと考えております。

長く厳しかった冬も終わりを告げ、日増しに春の訪れが感じられる季節となりましたが、議員各位におかれましては健康には十分ご留意をされ、引き続き市政発展のため格別のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

最後に、少しお時間をいただきまして、私の退任に当たり一言ご挨拶申し上げます。

先ほどは私の退任につきまして議会の承認をいただき、まずもって厚くお礼を申し上げます。

私は、平成29年3月31日に企画総務部長として定年退職を迎えまして、その年の5月19日に前藤井市長より副市長として選任をされ、議会の同意をいただきまして、それから5年10か月、市政発展のために藤井市長を補佐しながら一生懸命努力してきたつもりではございます。

この間、市民の皆様や市議会議員の皆様方には温かいご支援とご指導をいただいておりますが、このたび一身上の都合によって本日3月22日をもって副市長の職を退任させていただくこととなりました。現在、市長職務代理者として市政運営を担う中、本日退任させていただくことは大変心苦しく感じているところでございます。

また、阿波市を愛する私にとりまして感じておりますことは、阿波市内には非常にすば

らしい人材と資源があつて、これからいろんな政策をすることによって阿波市が一步でも二歩でも前に前進していけたらなということを思っております。今後とも、市政発展のためになお一層努力をしまいたいと考えておりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願いしたいと思います。

最後になりましたが、多大なご支援とご指導をいただきました議員各位をはじめ全ての皆様方、さらにも行政運営を進めてまいりました市職員の皆様に改めて感謝を申し上げますとともに、謹んで阿波市の限りなき発展と市民の皆様のご健勝とご活躍を心よりご祈念申し上げ、退任の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（笠井一司君） 町田副市長には、このたび辞職されますが、長年にわたる町政、市政へのご尽力と多大なご貢献に感謝申し上げますとともに、さらなるご活躍を期待申し上げます。

また、閉会に当たりまして、議員、理事者の皆様には終始熱心なご審議をいただきありがとうございました。終始熱心なご審議とそれに対するご答弁、ご説明ありがとうございました。おかげをもちまして滞りなく終了いたしました。ご協力に感謝申し上げます。

これで本日の会議を閉じます。

令和5年第1回阿波市議会定例会を閉会いたします。

午後0時03分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員